

3-4 自動火災報知設備の取扱い

自動火災報知設備の設置基準について

1 次の(1)又は(2)に掲げる要件のいずれかに該当する防火対象物にあつては、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年総務省令第 126 号。以下「改正法令等」という。）の規定にかかわらず、住宅用防災警報器又は連動型住宅用防災警報器を設置することができる。

(1) 特定小規模施設における特例基準の適応範囲

ア 令別表第 1(5)項イに掲げる特定小規模施設で、延べ面積が 150 m²未満の防火対象物で、次のいずれかに該当するもの。

(ア) 旅館業法の季節営業（旅館業法施行令（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条及び旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号）第 5 条）の営業形態のもの。

(イ) 前記(ア)に該当しない営業形態のもので、宿泊の目的に使用する居室が建物内に 2 室以下のもの。

(ウ) 前記(ア)に該当しない営業形態のもので、同一敷地内に常時管理人等が在駐し、火災発生時に速やかに消火、避難及び誘導ができる営業形態のもの（防火管理者の資格を有する者が存する施設）。

(エ) その他特殊基準に該当する防火対象物として、消防長が認めるもの。

イ 令別表第 1(16)項イに掲げる対象物で、令別表第 1(5)項イが存する部分の床面積の合計面積が 150 m²未満であり、かつ、消防長が認めるもの。

(2) 特例基準の適応にあたっての留意事項

ア 同一敷地内に自動火災報知設備の設置防火対象物があり、管理権原者が同一である場合は、当該自動火災報知設備の警戒区域を原則として増設すること。

イ バンガロー等で居室が 1 室のみの場合は、住宅用防災警報器を設置することができるものであること。

ウ バンガロー等で居室が 2 室以上ある場合は、連動型住宅用防災警報器を設置すること。

エ 敷地内に特定小規模施設が複数存在しており、かつ、各棟の相互間の距離が 3m以内の場合は、連動型住宅用防災警報器を設置すること。

オ 前(1)ア(ウ)の「防火管理者の資格を有する者」とは、甲種及び乙種の

区分を問わないものであること。

カ 「消防法令の一部を改正する政令等の運用について（平成 26 年 3 月 28 日付け消防予第 118 号通知）」による設置延長期限は、平成 27 年 8 月 31 日までとする。

キ 特例承認の継続にあつては、当該住宅用防災警報器及び連動型住宅用防災警報器の交換期限が経過する前に、新たに設置する場合は、防火対象物の関係者から消防長に連絡するものとする。

消防長は、当該連絡を受理した場合は、管轄所属において現場確認を行わせ、使用用途又は設置状況に変更がないと認められる場合は、当該特例承認を継続させることができるものとする。

ク 特例承認申請書（別記様式第 1 号）には、次の書類を添付するものとする。

(ア) 付近見取図

(イ) 建物配置図

(ウ) 平面図

(エ) 前(1)ア(ウ)により特例申請をする者は、火災発生時の対応マニュアル等及び防火管理者の資格を証明する書類（複写可）

(オ) 前(2)カに基づき特例申請する者は、当該連動型住宅用防災警報器の交換期限が経過するまでに自動火災報知設備等を設置する旨の確約書等

2 複合用途防火対象物における自動火災報知設備の特例の適用範囲について

(1) 政令第 21 条第 1 項第 3 号に掲げる防火対象物のうち、令別表第 1 16 項イに掲げる防火対象物で、次のア及びイに掲げる条件に該当する場合にあつては、既存、新築の別を問わず、令第 32 条の規定を適用し、自動火災報知設備を設置しないことができるものであること。

ア 防火対象物の延べ面積は、500 平方メートル未満であること。

イ 令別表第 1 1 項から 4 項まで、5 項イ、6 項又は 9 項イに掲げる防火対象物の用途（以下「特定用途」という。）に供される部分が、次の(ア)から(ウ)に掲げる条件のすべてに適合すること。

(ア) 特定用途に供される部分の存する階は、避難階であり、かつ、無窓階以外の階であること。

(イ) 特定用途に供される部分の床面積の合計は、150 平方メートル未満であること。

(ウ) すべての特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難で

きること。

(2) 政令第 21 条第 1 項第 7 号に掲げる防火対象物のうち、避難階以外の階の部分のすべてが次のアからウに掲げる条件のいずれかに該当する場合は、既存、新築の別を問わず、令第 32 条の規定を適用し、自動火災報知設備を設置しないことができるものであること。

ア 居室以外の部分（機械室、倉庫等）であって、不特定多数の者の出入りがないもの。

イ 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって、「令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和 50 年消防予第 41 号及び消防安第 41 号。以下「41 号通知」という。）1(2)により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの。

ウ 一般住宅の用途に供される部分であって、41 号通知 2(2)により、防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの。

(3) 住宅防火対策等に係る配慮

令第 32 条の規定を適用して自動火災報知設備を設置しないこととされた防火対象物であっても、一般住宅等の就寝の用に供される部分を有するものにあつては、火災の早期発見という観点から、当該部分に住戸用自動火災報知設備又は住宅用火災警報器等を設置することが望ましいこと。

なお、住宅用火災警報器を設置する場合は、寝室、台所、階段室等に設置するよう配慮されたい。

3 開放性廊下と壁等により区画された廊下が共存する場合の煙感知器の設置については、次によりその設置を免除することができる。

(1) 外気に開放されていない部分の廊下の長さが 10m 未満の場合にあつては、当該廊下に設置する煙感知器を免除できるものであること。

例 免除

10m 未満	開放性廊下
居室等	

例 要設置

10m以上	開放性廊下
居室等	

- 4 規則第23条第5項でいう地階における感知器について、次に掲げる事項をすべて満たす場合は、地上1階扱いとすることができる。
- (1) 建築基準法でいう地階であること。
 - (2) 規則第5条の2でいう避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階に該当しないものであること。(無窓階以外の階)
 - (3) 建築構造、環境状態等により、煙感知器を使用しなくとも支障がないものであること。
 - (4) 火災予防上支障がないものであること。
- 5 簡易耐火建築物(建築基準法第2条第9号の3に規定する簡易耐火建物)の天井裏等で次の基準に適合する場合は、感知器を設置しなくてもよい。
- (1) 天井裏等で不燃材料の壁、天井及び床で区画された部分。
 - (2) 断熱材等を使用する場合は、不燃材料を使用すること。
 - (3) 天井裏等の区画は、建築基準法に適合していること。